

平成 24 年 2 月

受益者の皆様へ

キャピタル・インターナショナル株式会社

「キャピタル世界分散ファンド」信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「キャピタル世界分散ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）では、信託財産の安定的な成長を目標に運用を行うことを基本方針として運用を行ってまいりました。

しかしながら、昨今の世界の金融市場における混乱やリスク回避を目的とした円買いによる円高等の影響を受け、当ファンドの純資産総額も減少傾向を辿り、平成 23 年 12 月末現在の当ファンドの純資産総額は、約 18 億円まで減少しております。この結果、当ファンドの運用の基本方針である、信託財産の安定的な成長を目指し、キャピタル世界株式マザーファンドおよびキャピタル世界債券マザーファンドへの投資を通じて十分に分散された効率的な運用を行うことが困難な状況となってまいりました。

弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、この度、前記のような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、信託契約を終了し、お預かりいたしました信託財産をお返すことが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。これにより、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うための書面決議の手続きをとることといたしました。

つきましては、平成 24 年 2 月 6 日現在の受益者の皆様には、同封の議決権行使書面に賛否をご記入いただき、平成 24 年 3 月 2 日までに指定の宛先にお送りくださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書面をお送りいただかない場合は、信託約款の規定に基づき賛成として取扱われますので、ご賛成の場合には特段の手続きをとる必要はございません。

また、この度の信託終了（繰上償還）および書面決議の手続きについて後記のとおり、ご案内させていただきますので、何卒ご理解賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

本件に関しまして、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社

電話番号：0120-411-447

（受付時間：土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

## 記

### 1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

弊社では、当ファンドを平成 19 年 10 月 29 日に約 159 億円で設定して以降、信託財産の安定的な成長を目標に運用を行うことを基本方針として運用を行ってまいりました。

しかしながら、昨今の世界の金融市場における混乱やリスク回避を目的とした円買いによる円高等の影響を受け、当ファンドの純資産総額も減少傾向にあり、低迷が続いております。

平成 23 年 12 月末現在、当ファンドの純資産総額は、約 18 億円まで減少しており、当ファンドが投資するキャピタル世界債券マザーファンドの主要投資対象であるルクセンブルグ籍円建外国投資信託証券「キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・ボンド・ファンド（クラス Cd）」（以下、「グローバル・ボンド・ファンド」といいます。）においても、純資産総額が 9 億円を下回る水準へと著しく減少しております。このため、世界各国の投資適格債券やハイ・イールド債券、エマージング債券等を投資対象とするグローバル・ボンド・ファンドにおいて、十分に分散された効率的な運用を行うことが困難になっており、キャピタル世界債券マザーファンドの運用の基本方針であるグローバル・ボンド・ファンドを通じて世界各国の債券等へ投資し、安定的な信託財産の成長を目指す運用を継続することも困難な状況になっております。

この結果、内外・資産複合型のファンドとして、キャピタル世界株式マザーファンドおよびキャピタル世界債券マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式や債券等に投資し、十分に分散された効率的なポートフォリオの構築を図り、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行うという当ファンドの運用の基本方針を維持することが困難な状況となっております。

こうした状況に対し、弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、この度、前記の困難な状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、信託契約を終了し、お預かりいたしました信託財産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。これにより、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うための書面決議の手続きをとることといたしました。

### 2. 書面決議の日程および手続き

#### (1) 日程

①受益者および受益権口数の確定日	平成 24 年 2 月 6 日（月）
②議決権行使期間	平成 24 年 2 月 6 日（月）～平成 24 年 3 月 2 日（金）
③書面による決議の日	平成 24 年 3 月 5 日（月）
④反対受益者の買取請求期間	平成 24 年 3 月 7 日（水）～平成 24 年 3 月 27 日（火）
⑤信託終了（繰上償還）予定日	平成 24 年 3 月 29 日（木）
⑥償還金支払開始日（予定）	上記信託終了日（繰上償還日）の翌営業日以降

※「書面決議」とは、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、投資信託の約款変更や信託終了（繰上償還）を行おうとする場合に、受益者を対象として、書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

## (2) 手続き

平成 24 年 2 月 6 日現在の受益者\*の皆様は上記の議決権行使期間中に、委託者であるキャピタル・インターナショナル株式会社に対して書面をもって議決権を行使することができます。

\*平成 24 年 2 月 2 日までに取得申込みを行い平成 24 年 2 月 6 日時点において保有している受益権について議決権が付与されます。

本議案は平成 24 年 2 月 6 日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成 24 年 3 月 29 日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

書面決議により本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。この場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

また、書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日の翌日（平成 24 年 3 月 6 日）以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス：<http://www.capitalinternational.co.jp/>

## 3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」（返信用葉書）に、当ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対される旨および必要事項をご記入の上、平成 24 年 3 月 2 日（必着）までに指定の宛先までお送りください。

「議決権行使書面」は平成 24 年 3 月 2 日到着分までを有効とさせていただきます。また、当決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をお送りいただかない場合）は、本議案に賛成するものとして取扱わせていただきます。したがって、賛成する場合には特段のお手続きをとっていただく必要はありません。

### 【議決権行使に関するご留意事項】

- 賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出いただいた場合は、賛成するものとして取扱わせていただきます。
- 同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますので、ご了承ください。

## 4. 反対受益者の買取請求手続きについて

書面決議において本議案が可決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）に反対した受益者の方は、以下の手続きにより、保有する当ファンドの受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行（三菱 UFJ 信託銀行株式会社）に対して、信託財産による買取りを請求することができます。

信託終了（繰上償還）に反対した受益者の方全員が、買取請求を行わなければならないわけではありません。買取請求を行わない場合、信託終了日まで保有し償還金を受取ること、または通常通り取扱販売会社に一部解約請求を行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成 24 年 3 月 7 日～平成 24 年 3 月 27 日まで

(2) 買取請求手続き

- ① 弊社より信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方に対して「買取請求のご案内」を発送します。
- ② 買取請求に必要な書類（以下「必要書類」といいます。）にご記入ください。
- ③ 取扱販売会社の取引店へ必要書類をご提出ください。
- ④ 取扱販売会社から受託銀行へ必要書類が送付されます。
- ⑤ 受託銀行で必要書類が受理され、信託財産による買取りが実行されます。
- ⑥ ご指定いただきました銀行口座に受託銀行から買取代金が振り込まれます。

※ 上記の買取請求は、信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行う買取請求ではありません。

※ 買取価額は、原則として受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。必要書類を受理した日が信託約款に定める一部解約の実行の請求を受付けない日（申込不可日）に該当する場合には、受理した日の直後の申込不可日に該当しない営業日に買取請求を受付けたものとして処理を行わせていただきます。

※ 以上のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の一部解約請求よりも日数を要する可能性があるほか、買取代金のお振込みに要する手数料は買取請求を行う受益者の方の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

5. 信託終了（繰上償還）が決定した後の取得申し込みと一部解約請求の受付

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合には、平成 24 年 3 月 7 日以降の取得申し込みの受付を中止させていただきます。また、一部解約請求の受付は、平成 24 年 3 月 27 日まで申込不可日を除き受け付けます。

以上

※ 個人情報の取扱いに関して

議決権行使書面にご記入いただいた内容（個人情報）は、この度の信託終了（繰上償還）の書面決議および買取請求の手続きに関する事務を処理するために利用いたします。また、当該個人情報は、書面決議および買取請求の手続きを行うにあたり、弊社、販売会社および受託銀行（再信託会社を含みます。）の間で共有させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。